

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月から11年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、郵便局で納付した記憶があるが、未納とされている。領収書の綴りをしばらく保管していたが、このような事態になるとは思わなかったため、不要と思い廃棄した。

また、平成21年に社会保険庁社会保険業務センター(当時)から届いた「被保険者記録照会回答票」は、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できたので送付されてきたと理解している。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録により、申立人が平成12年2月21日に、「未加入期間国年適用勧奨」の対象者とされていたことが確認でき、申立人自身は「会社を退職後、国民年金への種別変更の手続をした記憶はない。」と述べていることを踏まえると、当時、申立期間は未加入期間であったと推認できることから、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立期間の国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日の記録が、平成13年12月3日にまとめて追加入力されたことが確認でき、当該時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、申立人から提出された、平成21年8月18日現在の加入記録である「被保険者記録照会回答票」には、国民年金等の加入状況を記載した欄の申立

期間に該当する部分に「◎」が付されており、欄外に「申出に基づいて調査をした結果、確認できた記録については、加入制度欄の左側に『◎』を付している。」との記載が確認できるため、申立期間の国民年金保険料の納付が確認されたとの印象を与えるような表記となっているが、同欄の「④加入月数」は、国民年金保険料の納付済月数ではなく、国民年金等の加入月数を示すものであり、同回答票の表記は、説明が不足しており、誠に不親切と言わざるを得ないものの、国民年金保険料の納付済月数は「⑤国民年金」の「納付済月数」欄に記載されており、この月数は、申立期間を未納として計算した月数と一致していることから、同回答票をもって、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを確認できるとまでは言い難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2548（事案 1718 及び 2399 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月まで

昭和 62 年 8 月頃に A 県 B 町（現在は、C 市）役場において国民年金の加入手続を行った。その際、同町職員に、未納であった過去 2 年分の国民年金保険料約 20 万円を遡って一括で納付し、その後は、毎月同役場において保険料を納付した。

前述の過去 2 年分の国民年金保険料は、当時、郵便貯金を払い戻して納付したので、昭和 62 年 9 月 4 日に D 銀行預金の 8 万円を解約し、その穴埋めとしたことは間違いない。

再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月以降に払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、元年 9 月から 3 年 3 月までの 19 か月間の国民年金保険料が同年 5 月以降に過年度納付されていることが確認でき、この過年度納付した保険料額と、同年 5 月以降に現年度納付した保険料額の合計額が申立金額の 20 万円に近い額となること等を踏まえると、申立期間当時、国民年金保険料を 2 年間遡って納付したとする申立人の記憶は、同年 5 月以降の納付に関するものと考えるのが自然であるなどとして既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再度申立てを行い、新たな関連資料等はないが、申立

期間については、B町役場において国民年金保険料を2年分遡って納付したはずなので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしいと主張している。

これを受け、収集資料を再度検討した結果、前回の判断の理由に加えて、i) 過年度分の国民年金保険料は、制度上、市町村役場では収納することができないこと、ii) 申立人は申立期間において住所の変更もないことから、行政機関が4年以上の長期にわたって国民年金の加入及び国民年金保険料の収納の記録を誤るとは考え難く、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月12日付けで年金記録の訂正が必要とまで言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和62年8月頃に郵便貯金から約20万円を払い戻して国民年金保険料を遡って納付し、同年9月4日にD銀行預金の8万円を解約し、その解約金を郵便貯金口座に入金したと申し立てており、そのことを証する資料としてD銀行預金通帳を提出しているが、当該預金通帳により同日にD銀行預金の8万円を解約していることは確認できるものの、当該郵便貯金の払戻し、及びD銀行預金の解約金が郵便貯金口座に入金されたことは確認できない。

また、改めて申立人に係るオンライン記録を確認したところ、申立期間に係る昭和60年8月1日の国民年金被保険者資格の取得日は、平成3年10月18日に追加入力されていることから、同日までは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、当該時点において、申立期間は既に時効により遡って保険料を納付することはできない期間であったため、申立人は、制度上、最大限遡って納付が可能であった元年9月まで遡って保険料を納付しているものと推認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年3月まで

私は、共済組合の被保険者資格を喪失した後の平成15年5月頃に、A市B出張所において国民年金の加入手続を行い、同市から納付書が送付されてきたので、申立期間の国民年金保険料を金融機関で一括納付した。

それにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入となっており、保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間について納付したことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間と重複している平成16年3月の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号については、オンライン記録によると、平成18年5月に年金記録が統合されるまで二つの異なる基礎年金番号が付番されていたことが確認できる。

このうち、平成6年7月に払い出された国民年金手帳記号番号が付番された基礎年金番号については、申立人が保有する年金手帳に、申立人が8年4月1日に共済組合に加入したことに伴う国民年金被保険者資格の喪失に係る記載が見当たらず、オンライン記録にも当該資格喪失に係る記録は確認できないことから、申立人は、基礎年金番号制度が導入された9年1月当時、社会保険庁（当時）において国民年金被保険者として扱われていたため、当該国民年金手帳記号番号が基礎年金番号として付番されたものと推察される。

しかしながら、申立人は平成10年8月から申立期間にかけて3回の住所変更を行っているが、当該基礎年金番号のオンライン記録によると、これらの住所歴が把握されていないことから、申立期間に係る保険料の納付書は申立人に届いていなかったものと考えられる。

また、別の基礎年金番号には、申立人が平成8年4月1日から加入していた共済組合の記号番号が付番されており、当該基礎年金番号のオンライン記録によると、申立人が15年4月1日に共済組合を脱退したこと、及び16年3月1日から厚生年金保険に加入したことに伴い、社会保険事務所（当時）から申立人に対してそれぞれ国民年金の加入手続を行うよう勧奨状が送付されているが、申立期間後の17年2月22日時点においても加入手続が行われていなかったことが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付書がA市から送付されたと主張するが、平成14年4月以降は国が保険料の収納事務を実施しているため、同市から申立期間に係る納付書が送付されることは無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4357（事案 2535 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 7 日から 40 年 8 月 27 日まで

オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、支給された時期には、B地方にいなかったため受け取れたはずはなく、受給した記憶も無いため、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたが、認められなかった。

今回、「A社の年金担当者」から、私が年金を受け取れるはずだと言う証言を得たので、再度申立てを行う。

厳正な調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が確認できること、ii) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) A社及び同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所が、被保険者の便宜を図るために、脱退手当金の受給手続を代行していた可能性があることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな関連資料の提出は無いものの、「A社の年金担当者」から、申立人が年金をもらえるはずである旨の証言を得たとして、再度の申立てを行っている。

しかしながら、前述の「A社の年金担当者」に確認したところ、「当A社企

業年金基金事務所においては、企業年金基金が設立された昭和 42 年 12 月 1 日以降に在籍した職員の企業年金の記録は確認できるが、それ以前に退職された方については、厚生年金保険被保険者記号番号しか分からない。それで、申立人にも同番号を伝え、年金事務所で調べてもらうように示唆した。当事務所では脱退手当金を受給したかどうかについては知る術が無い。」と回答しており、同回答からは、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを推認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 29 日から 20 年 8 月 頃まで

私の父は、A社B事業所に勤務していたが、家庭の事情で自ら転勤を希望して、C県内に所在する事業所で昭和 19 年 10 月末頃から 20 年 8 月頃までD業務に従事したとのことである。

私の父は専門職であったので、兵役を免除されていたと聞いており、他社へ転職する理由は無いので、A社内の転勤だと思われる。しかし、私の父は既に他界しており、人事記録や給与明細書等の根拠となる資料も無く、私の父からは「C県へ転勤した。」と聞いているだけで、事業所の名称も所在地も分からない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の代理人は、「申立人は申立期間において、C県内に所在する事業所でD業務に従事したとのことである。」と主張しているが、代理人は、申立事業所の名称や所在地等について承知していないことなどから、申立事業所の特定ができず、申立人の勤務実態等が確認できない。

また、A社本社、同社B事業所及びE社F事業所（前身はA社G事業所）に対し、申立人に関する人事記録等の照会を行ったが、申立人に係る記録は確認できない旨の回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4359 (事案 1987 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月7日から同年4月1日まで
② 昭和46年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和49年2月5日から同年3月2日まで
④ 昭和49年2月5日から50年2月1日まで

申立期間②及び④について、前回、年金記録確認第三者委員会に対し申立てをしたが、記録訂正が認められなかったことに納得がいかない。申立期間②に勤務したA事業所(後の、B事業所)は、当該期間後に被保険者記録があるB事業所と同じ会社であるため、社会保険事務手続きについて、A事業所及びB事業所の取扱いは同じであると思われる。私は、B事業所に昭和50年1月末まで勤務しており、資格喪失日はその翌日である同年2月1日となっているが、46年7月末まで勤務したA事業所に係る資格喪失日がその翌日である同年8月1日ではなく同年7月31日となっていることに納得がいかない。

また、C事業所に勤務していた申立期間④については、月に10万円の給与が支給されるという前提で転職したので、標準報酬月額は10万円のはずである。実際に支給されていた給与額に比べ標準報酬月額が低いことに納得がいかない。

なお、申立期間④について、私はC事業所に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は同社に係るものではなく、B事業所に係る記録になっている。

申立期間②及び④について、新たな資料は無いが、私が納得いくように再度調査してほしい。

申立期間①及び③については、申立期間②及び④同様、前回申立てをしていたつもりであったが、回答が無かったので改めて申立てをした。申立期間①に係るA事業所と申立期間③に係るB事業所は同じ会社であり、いずれの事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日も就職した日より後となっている。

申立期間①及び③について、就職した日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として認めてほしい。

なお、申立期間③について、私はC事業所に勤務しており、当時の従業員は私一人だったはずだが、前述のとおり、申立期間③直後である申立期間④における厚生年金保険の被保険者記録はC事業所に係るものではなく、B事業所に係る記録になっている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、i) 雇用保険等の被保険者記録が無く勤務実態について確認できないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を検証したところ、他の被保険者についても厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、必ずしも各月1日になっているとは限らないこと、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会において、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの判断がなされ、平成22年4月8日付で通知が行われている。

また、申立期間④については、i) B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の標準報酬月額が、5万2,000円であることが確認でき、被保険者原票及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額について、不自然な遡及訂正処理等の形跡は見当たらないこと、ii) 申立内容を確認できる供述、関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会において、申立期間④に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの判断がなされ、平成22年4月8日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いものの、納得がいかないため、申立期間②及び④の厚生年金保険の被保険者記録に係る訂正を認めてほしいとして再申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、申立期間④については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①及び③について、A事業所及びC事業所における当時の経理担当者は、「試用期間は無く、すぐに採用していたはずであり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険料は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出してから控除しており、加入させる前に給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。ただし、月の途中で採用した場合、入社と同時ではなく、翌月から厚生年金保険に加入させるなど、入社日から少し遅れて手続することはあったかもしれない。しかし、当時の資料が残っておらず、はっきりしたことは分からない。」と供述している。

また、申立期間①については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人に係る厚生年金保険被保険者の記号番号は、A事業所において昭和43年4月1日に払い出されていることが確認できる上、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間③については、商業法人登記簿謄本から、申立人が勤務したとするC事業所は、昭和48年2月16日に設立されていることが確認できるものの、適用事業所名簿によると、当該事業所は、53年5月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間③において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間③について、C事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間直後である申立期間④における厚生年金保険の被保険者記録はC事業所に係るものではなく、B事業所に係る記録になっている旨供述しているところ、申立人が申立期間③当時にC事業所の役員であったとする二人について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び前述の経理担当者の供述などから判断すると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間について、事業主は、同社に勤務していた者をB事業所において厚生年金保険に加入させていたことが推認できるものの、B事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③については、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案4360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年4月1日

私は、A事業所の病院に勤務したが、その期間の厚生年金保険の記録について脱退手当金が支給されたことになっている。

私は脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録では、脱退手当金の月数は54か月、支給金額は2,892円、支給日は昭和25年1月25日と記録されているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、保険種類欄に「脱退手当金」、資格期間欄に「54（35）」、支給金額欄に「381円88 2,509円99」、支給年月日欄に「25.1.25」と記載されていることが確認できる。

また、前述の旧台帳の表面備考欄に「照合済」、「㊟」の文字が押印されているところ、申立期間の脱退手当金には、厚生年金保険法（昭和22年法律第45号）附則第7条の規定により、当該法律の施行日（昭和22年9月）前の期間に応じた金額が同法第48条の規定による脱退手当金に付加されており、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額についても計算上の誤りが無いことが確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る被保険者資格を喪失後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。